

第12次石川県交通安全計画(案)に対するパブリックコメントの結果について

1 募集期間	令和8年6月1日(月)～6月26日(金)
2 ご意見の提出者数	2者
3 寄せられた件数	6件

基本理念

番号	意見内容(要旨)	意見に対する考え方
基本理念(1件)		
1	少子高齢化の進展や先進技術の普及など、交通を取り巻く環境が大きく変化する中で、「人優先の交通安全思想」を軸に、高齢者や子どもを含むすべての人の安全を守ろうとする姿勢が、計画全体を通じてよく伝わってきました。 高齢者の交通安全対策については、歩行者としての安全確保と運転者としての安全支援の両面から丁寧に整理されており、現場の実情に即した内容と感じました。高齢者が被害者にも加害者にもならず運転寿命・健康寿命を延ばしていくための取り組み、また、免許返納後の移動支援と交通安全対策を連携させていくとする方向性は、高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりにもつながるものとして、今後さらに非常に重要な視点だと思います。 関係者の皆様のご尽力に感謝しつつ、本計画が石川県民の安全で安心な暮らしにつながることを心より願っております。	少子高齢化の進展に伴い、高齢歩行者の交通事故や高齢運転者による事故抑止対策が喫緊の課題となっています。 これまで実施してきた施策の深化に加え、県や警察等の関係機関が連携して、交通環境の変化に即した各種交通安全対策に取り組むことで、交通事故のない社会の実現を目指してまいります。 いただいたご意見も参考とさせていただきます、今後5年間の計画を進めてまいります。

第1章 道路交通の安全(5件)

2	第3節 4 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 について、 県内の状態別発生状況においても、子どもや高校生の事故件数のうち、自転車事故が圧倒的1位である(石川県警察:いしかわの交通統計 令和7年)ため、「通勤や配達目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。」に「通勤」や「配達」に加えて、「通学」の追記を検討いただきたい。	ご意見を参考に下記の通り修正しました。 「 通勤・通学や配達等 」の目的の自転車利用者による交通事故の防止についての指導啓発等の対策を推進する。」
3 4	第3節 5 外国人の交通安全対策の推進 第4節 2 交通安全思想の普及徹底 (1)ク 外国人に対する交通安全教育の推進 について、 県内における外国人運転者による交通事故件数が増加しているため、交通事故抑止への取組みとともに、交通事故による被害軽減のための対策について、「交通事故による被害者救済や経済的負担軽減の観点から、自賠責保険への加入義務、自動車保険への加入促進等について周知を図る。」といった記載の追記を検討いただきたい。	石川県では、外国人運転者の交通事故防止のため、交通ルールを周知する多言語リーフレットを作成するなどして、レンタカー事業者やシェアサイクル事業者とも連携し、自国の交通ルール等との違いを踏まえた日本の交通ルール等を理解・徹底に努めています。 外国人を含めた、すべての自動車と自転車運転者に対して、日本の交通ルールの周知及び保険制度の必要性についてより理解が深まるよう、引き続き関係機関と連携しながら広報啓発に努めてまいります。 いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。
5	第4節 2 交通安全思想の普及徹底 (1)カ(イ)社会教育活動など多様な機会を捉えた交通安全教育 について、 運転免許を持たない高齢者の移動手段は徒歩や自転車の場合が多い。65歳以上高齢者の人口10万人当たり状態別・年齢層別死傷者数の推移においては自転車乗用中が約22%(警察庁統計R7)であり、高齢者の自転車乗用中死傷者のヘルメット着用率は年齢別で最も低い(警察庁統計R6)。 また、県内の高齢者の自転車事故件数はR6の34件からR7は45件と増加している(いしかわの交通統計R7)ことから、 交通事故防止のための反射材用品と同様に、被害軽減のための自転車用ヘルメットの普及も必要であるため、「高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うこととし、反射材用品等の活用等交通安全用品の普及にも努める。」に「自転車搭乗時のヘルメットや反射材用品等」等、自転車ヘルメットを明記した記載を検討いただきたい。	石川県では、高齢者の交通事故防止に向け、サポカーへの乗換えを促すイベントや、電動車いすの安全かつ健全な利用を促進するための講習会など、高齢者を対象とした交通安全教育を実施しています。 自転車の安全利用についても、ヘルメットの着用の必要性や条例で義務化している自転車保険の加入について様々な機会をとらえて広報啓発を行っています。 引き続き、高齢者をはじめとしたすべての年齢層の自転車利用時のヘルメット着用をはじめ様々な機会をとらえた交通安全教育を実施してまいります。 いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。
6	第4節 2交通安全思想の普及徹底 (3)ウ(ア)自転車の安全対策の強化 について、 R5年の道路交通法改正により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務となった以降、着用率は増加傾向にあるものの、高校生13.6%(警察庁:R7年交通事故発生状況)と、高校生の着用率は依然として低い状況であり、また、県内の高校生事故件数のうち、自転車事故が圧倒的1位であるため、高校生が通学時にヘルメットを着用するための方針や対策が必要と考える。 近年、自転車通学を許可する条件として、ヘルメットの着用を明確に義務付けている教育委員会が増加しており、「自転車通学時のヘルメット着用の校則化を促進します。」「自転車通学時のヘルメット着用を自転車通学の許可条件とするよう、学校等と連携します。」といった記載を検討いただきたい。 上記記載の採択にかかわらず、県の教育委員会に自転車通学時のヘルメット着用を校則などで義務化するよう、働きかけを検討願いたい。	石川県では、全ての年齢層に対し、自転車乗車時のヘルメット着用促進に向けた広報啓発を行っています。高校性に対しては、県教育委員会と連携し、交通事故の未然防止および被害軽減を図るとともに、自転車保険加入の必要性について周知する自転車教室を実施するなど、自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用をはじめとした交通ルール・マナーについて広報啓発・交通安全教育等に努めています。 いただいた御意見につきましては、今後の取組を検討・実施する上で参考にさせていただきます。